(2)産業廃棄物処理施設の設置許可の申請 岐 阜 目 県 告 公 報 示 次 号 外 毎週 (金曜日) 発行 (廃棄物対策課) ( 体日に当たる ) \_; = 四 Ξ を日本語により記載した書面に限る。)を提出することができる。 覧に供する。 四項の規定により告示し、当該設置許可申請に係る申請書及び生活環境影響調査書を縦 し生活環境の保全上の見地からの意見書 (氏名及び住所並びに対象事業の名称及び意見 項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第 岐阜県告示第六百三十八号 平成十九年十一月一日 なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、岐阜県知事に対 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第十五条第一 三百号) 第七条第三号に該当する施設) 産業廃棄物処理施設の設置場所 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 代表取締役 牧野 好晃 株式会社日本環境管理センター 平成十九年十一月一日 汚泥の焼却施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第 産業廃棄物処理施設の種類 岐阜県海津市平田町三郷字中沼四八二番地 岐阜県海津市平田町三郷四九三番地 号 外 告 平 成十九年十一月 示 岐阜県知事 古 田 日

0

0

外 号 (2)岐 阜 県 公 報 平成19年11月1日 2 ) ( 七 五 2 1 2 目一番一号) 又は岐阜県西濃振興局環境課 (〒五〇三)〇八三八)岐阜県大垣市江 とする。 意見書の提出期間及び提出先 縦覧の場所並びに期間及び時間 平成十九年九月十四日 設置許可申請年月日 崎町四二二番三) 合は、平成十九年十二月十四日(金)までの消印のあるものに限り受け付けるもの 三十分から午後四時三十分まで (県の機関の休日を除く。)。 ただし、郵送による場 平成十九年十一月一日印刷 三十分から午後四時三十分まで(県の機関の休日を除く。) 提出先 平成十九年十一月一日 (木) から平成十九年十二月十四日 (金) までの午前九時 提出期間 平成十九年十一月一日 (木) から平成十九年十一月三十日 (金) までの午前九時 縦覧の期間及び時間 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 (〒五〇〇 海津市総務部南濃市民総合窓口課 海津市総務部平田市民総合窓口課 海津市総務部総務課 岐阜県海津市海津町高須五一五番地 岐阜県西濃振興局環境課 岐阜県大垣市江崎町四二二番三 岐阜県環境生活部廃棄物対策課(岐阜県岐阜市薮田南二丁目一番一号) 縦覧の場所 岐阜県海津市南濃町駒野奥条入会地九九番地 岐阜県海津市平田町今尾五五七番地 八五七〇 岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐阜県岐阜市薮田南二丁 印印 刷刷所者 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 岐飯 文 社寛

平成十九年十一月一日発行

発 発 行 行

所者

岐 岐

庁

定価 一か年 四八、〇〇〇円 (送料共) (消費税二、二八六円を含む。

芸